

は し が き

我が国の水道は国民生活に必要不可欠なライフラインとして、地域住民の生命と暮らしを守るといって極めて重要な役割を担っている。

特に簡易水道事業については、農村漁村等を中心として、地域住民の生活環境の改善に大きく貢献するなど、その果たす役割は、大変重要である。

一方、今日の簡易水道事業は、人口減少等による料金収入の減少や、昨今、頻発している地震や豪雨等の自然災害における安全対策の推進、施設の老朽化に伴う更新需要の増大など様々な課題を抱えている。

こうした諸課題に着実に対応していくため、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革の検討や、経営戦略の策定、これらについてよりの確に取り組むための公営企業会計の適用や経営比較分析表の活用等による「見える化」に取り組んでいただくことが重要である。

また、公営企業会計の適用については、「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日付総財公第18号総務大臣通知）により、平成27年度から平成31年度までの5年間を集中取組期間として、簡易水道事業を重点事業に位置付け、その推進に取り組んでいただくよう要請しているところであり、人口3万人以上の市町村等が実施する簡易水道事業については、集中取組期間内に移行することが必要であり、3万人未満の市町村等についてもできる限りこの間に移行することが必要となる。

総務省においては、公営企業会計の適用について、着手から完了までの手順や留意点等を取りまとめたマニュアルを策定しており、併せて、所要の経費に対する地方財政措置、アドバイザー派遣や関係各機関等における研修の充実、継続的な助言・情報提供等を行うこととしている。

このような中で、総務省においては、事業の経営状況を客観的に捉え、類似団体との比較を行うための統計資料として、「簡易水道事業年鑑」を作成しているところである。

本年鑑は、平成28年度地方公営企業決算状況調査を基礎とし、簡易水道事業について、その決算、業務状況等について集計したものである。

本年鑑を、経営戦略の策定や抜本的な改革を検討する上での基本的な資料として積極的に活用され、将来にわたって安定的に事業を継続するための経営の健全性確保の一助としていただければ幸いである。

平成30年3月

総務省自治財政局公営企業経営室長

本 島 栄 二